

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	83	受理年月日	令和2年9月25日
件名	聚楽保育所の移管先法人における運営の改善等		
要旨	<p>1 聚楽保育所は民間移管の対象施設であり、本年4月、京都市設置の審議会による審査を経て、社会福祉法人きらきら福祉会が移管先法人に選定された。</p> <p>2 当該法人は平成29年に設立された。認可保育所を3年余りしか運営しておらず、上記審査での評価点は121.2点であった(150点満点)。これまで選定された法人はおおむね140点前後であり、この点数は現在の採点基準が採用された平成27年以来、落選した法人も含めて過去2番目に低い点数である。</p> <p>3 公開されている現況報告書(平成30年度から令和2年度まで)によると、当該法人は京都市の指導監査において以下のような事項が適切に実施されていないことを繰り返し指導、指摘されている。</p> <p>(1) 子供の安全に関する事項</p> <p>① 心肺そ生等の救命研修は年1回以上、全職員を対象として実施すること。</p> <p>② プール実施前には事故等を想定した救命実地訓練を行い、実施記録を作成すること。</p> <p>③ 事故や緊急事態を想定した救命実地訓練を年1回行うこと。</p> <p>④ 事故防止のための園独自のマニュアルの充実を図ること。など</p> <p>(2) 法人の運営や経理、職員の処遇に関する事項</p> <p>① 補助金は適切に収入、計上すること。</p> <p>② 計算書類や必要な附属明細書は過誤、遺漏なく正確に作成すること。</p> <p>③ 法人本部で負担すべき経費を保育所の経理区分から支出しないこと。</p> <p>④ 36協定届に定めた時間を超えて労働をさせないこと。</p> <p>⑤ 1年単位の变形労働制導入に当たっては必要な手続を行うこと。</p> <p>⑥ 職員採用時に雇入時健康診断を行うこと。など</p> <p>4 聚楽保育所の移管時期は、移管先法人の保育士確保に配慮して令和3年度から令和4年度に延期されたが、当該法人の保育士確保の現状については全く明らかにされていない。</p> <p>5 以上のように、当該法人への移管については様々な懸念があり、保護者は民間移管に対して強い不安を覚えている。については、聚楽保育所の保護者として以下のことを願う。</p> <p>1 京都市は、きらきら福祉会に対する指導監査を徹底し、その改善を図ること。</p> <p>2 京都市は、保護者の不安が解消されるよう、詳細かつ具体的な説明を行うこと。</p> <p>3 京都市会は、きらきら福祉会の運営の改善と保育士の確保が確認されるまで、聚楽保育所の廃止を内容とする条例の可決を延期すること。</p>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		